

# 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会（仮免許証の再交付については、熊本県警本部長。）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日 その他の申請先 14日 仮免許については 1日
申 請 先： 仮免許証以外については、熊本県警察本部運転免許課（免許センター窓口）、警察署又は八代警察署氷川幹部交番 仮免許証については、熊本県警察本部運転免許試験課（指定自動車教習所経由で交付を受けた場合は、当該指定自動車教習所）
問 い 合 わ せ 先： 仮免許証以外については、熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0116） 仮免許証については、熊本県警察本部運転免許試験課（電話番号：096-233-0110）
備 考：